

附則②

COI 申告対象者

本指針において、次の各号のいずれかに掲げる者を COI 申告対象者とする。

- ① 本学会の学術大会などで発表する者（筆頭発表者）
- ② 本学会の機関誌などで発表する者（発表者全員）
- ③ 本学会の役員（理事長、理事、監事）、学術大会担当責任者（会頭、次期会頭）、各種委員会の委員長、特定の委員会（学術教育委員会、機関誌編集委員会、倫理委員会、COI 委員会など）の委員、暫定的な作業部会（各種ガイドライン作成委員会等の小委員会、ワーキンググループなど）の委員
- ④ 本学会の事務職員